

議会基本条例に対する廣瀬先生の評価等

| | 条項 | 内容 |
|------------|---------|---|
| 評価できる点 | 第4条(2) | 自由討議を具体化してある点 |
| | 第12条(2) | 意見交換会を行うと同時に、要望のあったときは応じる点 |
| | 第13条 | 付属機関を設置した点 |
| その他 | 第19条 | 政策調整委員会が鍵を握っている。 |
| | 第22条 | 市民からの書籍の要望をするなどし、議会図書室が市民と議員の共有の資産となることが望ましい。平日の昼間以外の使用の検討を。 |
| 補強したほうが良い点 | 全体を通して | 市民が参加しやすい環境を整える。 夜間休日の開会、傍聴者に対する事前の情報提供や議案等の資料配布などを共有できるしくみを、傍聴規則などに盛り込み、その基本となる条文を盛り込んでも良いのでは。 例として、他議会では「傍聴しやすくする状況を整える」(名古屋市第6条(5))(川崎市第5章)という条文がある。 |

| 市議会としての対応 |
|--|
| 第11条に第2項として以下を追加 2 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。 |